

○小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則

平成26年3月31日規則第5号

改正

平成28年3月31日規則第9号
平成29年3月31日規則第32号
平成29年6月30日規則第48号
令和3年6月30日規則第32号
令和3年7月13日規則第39号

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年小田原市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（再生可能エネルギー事業に対する支援）

第3条 条例第9条の支援は、奨励金の交付又は再生可能エネルギー事業に関する情報の提供により行うものとする。

（市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件）

第4条 条例第10条第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものによって実施される事業とする。

（1）本市の認可を受けた認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。）

（2）主に市民で構成される団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体（法人でない団体にあつては、代表者が市民である団体で、代表者及び団体の運営に関する規約等を定めているものに限る。）

ア 営利を目的としない団体

イ 営利を目的とする団体であつて、その収益の一部を地域社会に貢献する活動として市長が認めるものに充てるもの

（3）次のいずれかに該当する方法により再生可能エネルギー事業の実施に必要な資金を調達し再生可能エネルギー事業を実施する事業者

ア 出資の募集（市民30人以上を含む50人以上の者から出資を受けた場合に限る。）

イ 債券の発行（30人以上の市民が当該債券を取得した場合に限る。）

ウ 寄附金の募集（100人以上の市民がそれぞれ3,000円以上の寄附をした場合に限る。）

2 条例第10条第2号に規定する規則で定めるものは、常用電源が停電した場合に再生可能エネルギー事業に係る設備から地域の住民又は地域内の施設に電気又は熱を供給することが可能な事業その他市長が認める事業とする。

3 条例第10条第3号に規定する規則で定めるものは、市内に事業所を置く事業者への再生可能エネルギー事業に係る設備の材料及び工事の発注又は維持管理の発注を伴う事業であつて、地域の経済の活性化に資すると市長が認める事業とする。

4 条例第10条第4号に規定する規則で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する調達期間（条例第2条第5号イ又はウに掲げる事業にあつては、当該事業に係る設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間）において、安定的な事業運営をすることができる見込みがある事業とする。

（認定の申請）

第5条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、市民参加型再生可能エネルギー事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類（個人にあつては第1号から第3号までに掲げる書類を除き、法人にあつては第3号に掲げる書類を除き、条例第2条第5号イ又はウに掲げる事業に係る申請にあつては第4号及び第6号に掲げる書類を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

（1）登記事項証明書（法人でない団体にあつては、その団体の代表者、主たる事務所の所在地及び運営に関する規約等）

（2）役員等氏名一覧表（様式第2号）

（3）団体の代表者の住民票の写し

（4）認定発電設備であることを証する書類の写し

（5）再生可能エネルギー事業に係る設備の内容がわかる書類

（6）特定契約を締結していることを証する書類

（7）再生可能エネルギー事業に係る設備の配置図（当該事業用地の面積及び各設備の位置を明示すること。）

（8）再生可能エネルギー事業に係る設備の設置後の写真

（9）事業概要書（様式第3号）

（10）事業収支計画書

（11）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条の認定をしたときは、申請者に市民参加型再生可能エネルギー事業認定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（変更の申請等）

第6条 条例第12条第1項の変更の認定の申請をしようとするものは、市民参加型再生可能エネルギー事業変更認定申請書（様式第5号）に、当該変更の内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第12条第1項の変更の認定をしたときは、申請者に市民参加型再生可能エネルギー事業変更認定通知書(様式第6号)を交付するものとする。
- 3 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 役員の変更(法人でない団体にあつては、その団体の規約等に定めている者の変更(代表者が市民以外の者に変更される場合を除く。))
 - (2) 住所又は主たる事務所の所在地(法人でない団体にあつては、代表者の住所)の変更(市外への移転を除く。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認める事項の変更
- 4 条例第12条第2項に規定する届出は、軽微な変更届(様式第7号)により行うものとする。

(認定の承継)

第7条 条例第13条第1項の承継の承認の申請をしようとするものは、市民参加型再生可能エネルギー事業認定承継承認申請書(様式第8号)に、第5条第1項各号に掲げる書類(個人にあつては同項第1号から第3号までに掲げる書類を除き、法人にあつては同項第3号に掲げる書類を除き、条例第2条第5号イ又はウに掲げる事業に係る申請にあつては同項第4号及び第6号に掲げる書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、条例第13条第1項の承認をしたときは、申請者に市民参加型再生可能エネルギー事業認定承継承認通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、条例第15条の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消したものに市民参加型再生可能エネルギー事業認定取消通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(市民参加型再生可能エネルギー事業に対する支援)

第9条 条例第17条の支援は、奨励金の交付又は再生可能エネルギー事業に関する情報の提供により行うものとする。

(書類の提出部数)

第10条 第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定により市長に提出する書類の部数は、2部とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第32号)

(施行期日)
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成29年6月30日規則第48号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日規則第32号)

(施行期日)
- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年7月13日規則第39号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

市民参加型再生可能エネルギー事業認定申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号
〔個人にあつては、住所、氏名及
び電話番号〕

市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業を実施する区域の名称

2 再生可能エネルギーの種別

電気 ・ 熱

3 再生可能エネルギー源の種別

太陽光 ・ 風力 ・ 水力 ・ 地熱 ・ 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱以外） ・ バイオマス

4 再生可能エネルギー事業に係る設備の最大出力又は容量

5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定日及び設備ID

年 月 日（設備ID ）

6 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約を締結した日

年 月 日

7 再生可能エネルギー事業の開始日

年 月 日

備考 5・6の欄は、特定契約を締結した場合のみ記入してください。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

番号	役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所

暴力団又は暴力団員でないことの確認のため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

所在地
名称
代表者氏名

(表)
事業概要書

市民参加 の内容	
地域の防 災対策の 推進の内 容	
地域の経 済の活性 化の内容	
事業の継 続性	

備考

- 1 市民参加の内容欄には、市民参加の手法、参加する市民の人数などを詳細に記入してください。
- 2 地域の防災対策の推進の内容欄には、常用電源の停電時における電気又は熱の推定供給量、推定供給時間、供給方法及び供給体制、地域に対する周知方法などを詳細に記入してください。
- 3 地域の経済の活性化の内容欄には、地域の経済の活性化の手法及び地域への経済効果を詳細に記入してください。
- 4 事業の継続性欄には、事業を継続することができる見込みがあること及びその根拠を詳細に記入してください。
- 5 記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、別紙を添付してください。
- 6 記載内容の根拠となる書類を添付してください。

市民参加型再生可能エネルギー事業認定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

次のとおり申請のあった再生可能エネルギー事業について、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第10条の規定により認定したので、通知する。

1 申請年月日 年 月 日

2 事業を実施する区域の名称

3 再生可能エネルギーの種別

電気 ・ 熱

4 再生可能エネルギー源の種別

太陽光 ・ 風力 ・ 水力 ・ 地熱 ・ 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱以外） ・ バイオマス

5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定日及び設備ID

年 月 日（設備ID ）

市民参加型再生可能エネルギー事業変更認定申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

〔個人にあつては、住所、氏名及び電話番号〕

市民参加型再生可能エネルギー事業の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認定年月日及び認定番号 年 月 日 第 号

2 変更の内容

変 更 前	
変 更 後	

3 変更の理由

市民参加型再生可能エネルギー事業変更認定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

次のとおり申請のあった市民参加型再生可能エネルギー事業の変更について、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第12条第1項の規定により変更の認定をしたので、通知する。

1 変更認定申請年月日 年 月 日

2 変更の内容

変 更 前	
変 更 後	

軽微な変更届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

〔個人にあつては、住所、氏名及び電話番号〕

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第12条第2項の規定により市民参加型再生可能エネルギー事業の内容について軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。

1 認定年月日及び認定番号 年 月 日 第 号

2 変更の内容

変更前	
変更後	

3 変更の理由

市民参加型再生可能エネルギー事業認定承継承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

承継者 所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

〔個人にあつては、住所、氏名及び電話番号〕

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第13条第1項の規定により市民参加型再生可能エネルギー事業の認定の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 被承継者

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

(個人にあつては、住所、氏名及び電話番号)

2 承継した事由

3 承継した年月日 年 月 日

市民参加型再生可能エネルギー事業認定承継承認通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

次のとおり申請のあった市民参加型再生可能エネルギー事業の認定の承継について、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第13条第1項の規定により承認したので、通知する。

1 承認申請年月日 年 月 日

2 被承継者

所在地

名称

代表者氏名

市民参加型再生可能エネルギー事業認定取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

次の市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を取り消す。

- 1 認定年月日及び認定番号 年 月 日 第 号
- 2 根拠
小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第15条第 号に該当
- 3 取消しの理由

この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。